○東北地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市唐丹町字桜峠九六番一から同市唐丹町字桜峠一〇三番五まで	前	二一・五〇～五六・五〇メートル	〇・一五七キロメートル
	後	二一・五〇～五六・五〇メートル	〇・一五七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久慈市夏井町字鳥谷第四地割四〇番二地内	前	一六・三〇～八八・〇〇メートル	〇・三二〇キロメートル
	後	一六・三〇～一〇二・〇〇メートル	〇・三〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	久慈市夏井町字鳥谷第四地割四〇番二地内	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月三十日

○北陸地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市名立区名立小泊字越尾戸一八〇番四から同市名立区名立小泊字大泊り三四七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月三十日

○中国地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市下府町三〇六番四から同市三隅町三隅七三番一まで	前	A 九・〇〇～一一二・〇〇メートル	二一・六九二キロメートル	上記A・B及びCは関係図面で表示する敷地の区分をいう。
		B 一三・六〇～二二・〇〇メートル	六・七八六キロメートル	
		C 九・〇〇～一一二・〇〇メートル	二一・六九二キロメートル	
	後	A 一三・六〇～二一八・〇〇メートル	六・七八六キロメートル	
		B 二二・〇〇～三〇一・〇〇メートル	一四・五〇〇キロメートル	
		C 一三・六〇～二一八・〇〇メートル	六・七八六キロメートル	
		二二・〇〇～三〇一・〇〇メートル	一四・五〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市浅井町八七五番から同市田町一五一三番五地先官有無番地まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月三十日

○四国地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知市桟橋通三丁目五〇番五から同市桟橋通三丁目六〇番五まで	前	二九・〇〇～三八・〇〇メートル	〇・〇一八キロメートル
	後	三八・〇〇～三八・〇〇メートル	〇・〇一八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び百九十七号	高知市桟橋通三丁目四三番一から同市桟橋通三丁目六〇番五まで	四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月三十日